

第23期漁調委だより（第2回）



しろいか（けんさきいか）

令和7年7月4日
京都海区漁業調整委員会

《京都海区漁業調整委員会の開催結果》

1 開催期日

令和7年6月26日（木） 13:30～14:15

2 開催場所

宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3階研修室

3 審議事項

(1) 広域漁業調整委員会委員の選出について【事務局】

次期委員に 倉幹夫委員を選出（任期は令和7年10月1日から4年間）

(2) 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について（諮問）

【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、知事許可漁業の「小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）」について、京都府漁船及び福井県からの入会許可船の制限措置（許可隻数、船の大きさ、操業区域、漁業時期及び漁業者の資格等）を定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

制限措置等の内容は次頁のとおりです。

申請すべき期間：令和7年7月1日～令和7年7月31日

許可の有効期間：

【京都府内の漁船】令和7年9月1日～令和12年8月31日

【京都府外の漁船】令和7年9月1日～令和8年8月31日

制限措置：下表のとおり

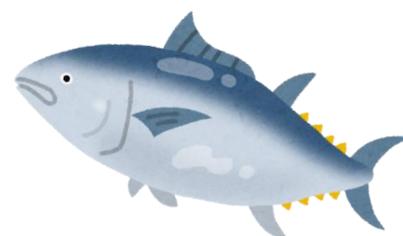
漁業種類	手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）		
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	1隻	14隻	9隻
船舶の総トン数	15トン未満	10トン未満	10トン以上15トン未満
操業区域	京都府沖合海面	東経135度20.0分の線以東の京都府沖合海面	
漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで		
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者	「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する議定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	

4 その他

事務局から、全国海区漁業調整員会連合会通常総会の会議概要及び大中型まき網との調整（中部日本海まき網漁業協議会船主部会会議概要）について報告

5 お知らせ

次回委員会は、令和7年7月29日（火）に開催



京都海区漁業調整委員会事務局（京都府水産事務所内）
〒626-0052
京都府宮津市字小田宿野 1029-3
TEL 0772-22-4438 FAX 0772-22-3289
メール kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp